

北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会設置要綱

令和 6 年 3 月 28 日

告示第 3 号

(設置)

第 1 きたかみの未来を創る教育のあり方の実現に向けた北上市立学校適正配置基本計画の素案を策定するため、北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項等)

第 2 検討委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 北上市の子ども達が将来必要とする資質・能力に関すること。
- (2) 子ども達にとって持続的で適正な教育環境の実現に関すること。

2 検討委員会は、前項の規定による検討を踏まえて北上市立学校適正配置基本計画の素案を策定し、教育委員会に提出するものとする。

(組織)

第 3 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者の代表者
- (2) 地域教育関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 学識経験者

(任期)

第 4 委員の任期は、第 2 第 2 項の規定により北上市立学校適正配置基本計画素案を教育委員会に提出したときまでとする。

(委員長)

第 5 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を

聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、教育委員会教育部総務課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。